

## 掲示文書一覧(市長分)

令和8年2月25日

種別	番号	題名	主管課
告示	65	姫路城縦覧料等の納付に係る指定納付受託者の指定について	観光コンベンション室
告示	66	議決予算について	財政課
公告	72	制限付一般競争入札について	地場産業センター
公告	73	開発行為に関する工事の完了について	まちづくり指導課
公告	74	姫路市立公園における自動販売機設置事業者の募集について	公園緑地課
公告	75	制限付一般競争入札について	長寿命化対策課
公告	76	道路の位置の指定について	建築指導課
公告	77	姫路市立美術館総合管理業務委託に係る制限付一般競争入札の実施について	美術館総務課

【 閲覧用 】  
持ち帰り厳禁

姫路市告示第 65 号

令和 8 年 2 月 25 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路城縦覧料等の納付に係る指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、姫路城縦覧料等の納付について下記のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

記

1 指定納付受託者の名称

N u t m e g L a b s J a p a n 株式会社

2 指定納付受託者の住所又は事務所の所在地

東京都千代田区丸の内一丁目 6 番 5 号

3 指定納付受託者に指定をした日

令和 8 年（2026 年）3 月 1 日

4 指定納付受託者が取り扱うことができる歳入の種類

姫路城縦覧料、共通縦覧料及び観覧料、姫路城西御屋敷跡庭園好古園入園料、  
姫路市立美術館観覧料並びに姫路文学館観覧料

姫路市告示第 66 号

令和 8 年 2 月 25 日

姫路市長 清 元 秀 泰

議決予算について

令和 8 年第 1 回姫路市議会定例会において 2 月 17 日議決された令和 7 年度姫路市一般会計補正予算を、地方自治法第 219 条第 2 項の規定により別紙のとおり公表する。

議 案 第 11号

令和 8年 2月 17日

姫路市長 清 元 秀 泰

専決処分の承認について

令和7年度姫路市一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により承認を得るため提出する。

別紙

専 決 第 2 号

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により急施を要するため、次のことについて専決処分する。

記

令和7年度姫路市一般会計補正予算（第6回）

令和7年度姫路市一般会計補正予算（第6回）

令和7年度姫路市一般会計補正予算（第6回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ133,323千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ265,031,752千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年1月19日

姫路市長 清 元 秀 泰

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
60	県支出金	16,418,238	133,323	16,551,561
	20 委託金	1,609,854	133,323	1,743,177
	歳入合計	264,898,429	133,323	265,031,752

# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
15	総務費	21,425,866	133,323	21,559,189
	30 選挙費	611,880	133,323	745,203
	歳 出 合 計	264,898,429	133,323	265,031,752

令和7年度姫路市一般会計補正予算（第7回）

令和7年度姫路市一般会計補正予算（第7回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,936,870千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ266,968,622千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和8年2月17日

姫路市長 清 元 秀 泰

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
55	国庫支出金	54,189,993	867,000	55,056,993
	15 国庫補助金	16,300,035	867,000	17,167,035
80	繰越金	1,449,575	1,069,870	2,519,445
	10 繰越金	1,449,575	1,069,870	2,519,445
	歳入合計	265,031,752	1,936,870	266,968,622

# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
15	総務費	21,559,189	8,520	21,567,709
	15 企画費	6,093,787	8,520	6,102,307
20	民生費	106,782,303	324,080	107,106,383
	10 社会福祉費	17,554,033	120	17,554,153
	15 障害者福祉費	19,974,389	79,550	20,053,939
	20 児童福祉費	42,805,863	61,410	42,867,273
	25 老人福祉費	10,298,226	183,000	10,481,226
25	衛生費	17,530,121	574,270	18,104,391
	10 保健費	6,268,707	4,270	6,272,977
	15 衛生費	1,590,971	570,000	2,160,971
40	商工費	10,051,534	1,030,000	11,081,534
	10 商工費	6,714,584	1,030,000	7,744,584
歳 出 合 計		265,031,752	1,936,870	266,968,622

第2表 繰越明許費補正

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
25 衛生費	15 衛生費	環境政策事務費	570,000
40 商工費	10 商工費	産業デジタル化推進事業費	900,000
		物価高騰対策給付事業費	130,000

姫路市長 清 元 秀 泰

### 制限付一般競争入札について

姫路駅北にぎわい交流広場運営業務委託について制限付一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により下記のとおり公告する。

#### 記

##### 1 入札に付する事項

- (1) 業務名 姫路駅北にぎわい交流広場運営業務
- (2) 履行場所 姫路市駅前町及び西駅前町地内
- (3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 業務概要 姫路駅北にぎわい交流広場運営業務 一式
  - ・広場の使用に関する業務
  - ・使用料徴収業務
  - ・にぎわい創出につながる事業 他
- (5) 最低制限価格 有

##### 2 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定。以下「入札制限基準」という。）に該当しない者
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者（以下「排除対象業者」という。）に該当しない者
- (3) 法人にあつては、公告の日の前日において、本店又は支店（営業所）が姫路市内にあり、姫路市から市県民税又は固定資産税のいずれかが課されている者
- (4) 競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号）第5項の規定により令和8年度の姫路市業者登録名簿に登録される予定であり、かつ、次の全てに該当する者
  - ア 業者登録名簿の役務提供業種のうち、業種「事務委託」の詳細業種「受付案内業務」において競争入札に参加する資格を有する者
  - イ 法人にあつては姫路市税、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者、個人にあつては姫路市税、消費税及び地方消費税並びに所得税に滞納がない者
- (5) 公告の日から落札決定の日までの間において、次の全てに該当する者
  - ア 姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者

イ 指名停止等措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当しない者

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていない者又は当該申立てがなされている場合において、国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている者
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者又は当該申立てがなされている場合において、国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている者
- (8) 入札に参加しようとする者の間に次のアからウまでのいずれにも該当する関係がない者であること。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(7) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(4) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、（ア）については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(7) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(4) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(7) 組合とその組合員

(4) 一方の会社の代表者と他方の会社の代表者とが夫婦の関係である場合

(9) 公金の徴収・収納（以下「公金事務」という。）を適切かつ確実に遂行できる財産的基礎を有する者

(10) 公金事務の実施に際して、その人的構成等に照らし、業務に対する十分な知識及び経験を有する業務精通者の確保が十分であると認められる者

### 3 制限付一般競争入札参加申込書等を配布する期間及び場所

配布期間	公告の日から令和8年（2026年）3月10日まで
配布場所	姫路市ホームページで提供 ( <a href="https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000026798.html">https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000026798.html</a> )

### 4 入札参加申込み及び入札参加資格の審査

- (1) 入札に参加しようとする者（以下「参加希望者」という。）は、次号に示す受付期間及び受付場所に、次に掲げる書類を持参により提出し、第2項に掲げる入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の審査を受けなければならない。

なお、書類提出の際は、受付場所へ事前に連絡をした上で持参すること。

ア 制限付一般競争入札参加申込書

イ 第2項第4号イに規定する税目について未納がないことの納税証明書（公告日以後に取得したものの原本に限る。）

ウ 関連企業申告書

エ 決算書等財務諸表（任意様式）

オ 業務体制表（任意様式）

カ コンプライアンス体制等の業務執行体制が整備されていることが確認できる資料（任意様式）

- (2) 入札参加申込みの受付期間及び受付場所

受付期間	令和8年（2026年）2月25日から同年3月10日まで（姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く。） 午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで
受付場所	姫路市安田四丁目1番地 姫路市観光経済局商工労働部産業振興課（以下「産業振興課」という。）姫路市役所 本庁舎9階 電話番号 079-221-2622

- (3) 姫路市は、提出された書類により入札参加資格の審査を行い、その結果は令和8年（2026年）3月13日を目途に、確認通知書により通知する。
- (4) 入札参加資格がないと認めた参加希望者には、確認通知書にその理由を記載する。
- (5) 参加希望者は入札参加資格がないと認めた理由について姫路市に対し説明を求めることができる。その場合には、令和8年（2026年）3月17日正午までに、入札参加資格がないと認めたことに対する理由請求を書面にて、産業振興課に提出すること。期日までに当該請求があった場合は、姫路市はこれに対し速やかに回答する。

## 5 書類の作成及び提出について

- (1) 提出する書類の作成に係る費用は、参加希望者の負担とする。
- (2) 提出する書類に係るファイルの作成に使用するアプリケーションソフト及び作成したファイルを保存する形式は、次のとおりとする。ただし、ファイルを保存するときに損なわれる機能は使用しないものとする。

アプリケーションソフト	ファイルを保存する形式
Microsoft Word	Word2019以下
Microsoft Excel	Excel2019以下
PDF	Acrobat2024.003.20 180以下

- (3) 提出する書類に係るファイルを次に掲げる形式で作成するときは、ファイルの圧縮をすることができる。ただし、自己解凍方式は、認めない。

ア LZH形式

イ ZIP形式

- (4) ウイルスに感染したファイルの提出は、認めない。
- (5) 提出された書類は、返却しない。

## 6 仕様書等の閲覧期間及び場所

閲覧期間	公告の日から令和8年（2026年）3月19日まで
閲覧の場所	姫路市ホームページで提供 ( <a href="https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000026798.html">https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000026798.html</a> )

## 7 質疑

仕様書等に関して質問しようとするときは、次に示す期間内に、別に指定する質疑書に質問事項を記載し、ファイル名を入札参加者の商号又は名称に変更の上、次のメールアドレス宛てに添付ファイルとして電子メールで送信すること。

なお、質疑書の内容に参加希望者を特定できる記載があるときは、回答しない。

質問受付期間	令和8年（2026年）3月13日 正午まで
送信先	<a href="mailto:jibasan@city.himeji.lg.jp">jibasan@city.himeji.lg.jp</a>
質問回答 開始日時	令和8年（2026年）3月17日 午後1時から
質問回答を示 す場所	姫路市ホームページに掲載する。 ( <a href="https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000026798.html">https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000026798.html</a> )

## 8 契約条項を示す期間及び場所

契約条項を 示す期間	公告の日から令和8年（2026年）3月19日まで
契約条項を 示す場所	姫路市ホームページで提供 ( <a href="https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000026798.html">https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000026798.html</a> )

## 9 入札方法等

- (1) 本入札は、制限付一般競争入札により行う。
- (2) 入札書は、指定する様式を使用すること。
- (3) 入札書及び封筒に業務名等を記入し、封筒は密封すること。また、代理の場合は委任状を入札書と同封すること。
- (4) 入札を辞退する場合は、事前に理由を付した辞退届を提出すること。

## 10 入札及び開札の日時等

入札及び開札の日時	令和8年（2026年）3月19日 午後4時00分
入札及び開札の場所	姫路市安田四丁目1番地 姫路市役所 本庁舎9階 観光経済局会議室

## 11 入札に関する条件等

- (1) 入札を行うときは、確認通知書を持参し、提示すること。
- (2) 入札書に記載する金額は、千円単位とすること。

- (3) 入札及び開札には必ず出席すること。郵便による入札及び電話による入札は、認めない。
- (4) 消費税及び地方消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税相当額を含まない契約希望金額を入札書に記載すること。
- (5) 一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

## 1 2 入札の無効に関する事項

- (1) 次に掲げる入札は、無効とする。
  - ア 入札参加資格があると認定された確認通知書のない者がした入札、虚偽の内容を記載した制限付一般競争入札参加申込書（以下「入札参加申込書」という。）により入札参加を認められた者がした入札、無効の入札参加申込書等を提出した者のした入札その他入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
  - イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札
  - ウ 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
  - エ 談合その他不正な行為によってなされたと認められる入札
  - オ 最低制限価格（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）（姫路市低入札価格調査制度試行要綱（平成13年1月4日制定）に規定する調査最低制限価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）（以下「調査最低制限価格」という。）を設定している場合には、調査最低制限価格）を下回る金額の入札
  - カ 再度入札における入札金額が、初回又は前回の入札の最低入札金額と同額又はこれを超えた入札
  - キ 入札書に記名押印のない入札
  - ク 入札書中、必要な文字を欠き、又は判読できない入札
  - ケ 金額を訂正した入札
  - コ 委任のある場合は、代理人の氏名若しくは押印のない入札書による入札又は委任状のない入札
  - サ 前項第1号及び第2号に規定する入札に関する条件等に違反する入札
- (2) 第2項第7号に定めるいずれかに該当する複数の者のした入札は、全て無効とする。ただし、該当する者のうち1者を除く他の全ての者が入札を辞退した場合は、残る1者の入札は無効としない。

## 1 3 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金については、免除する。
- (2) 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第29条の規定を適用する。

## 1 4 落札者の決定

- (1) 入札価格が予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）の制限の範囲内である入札者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者と決定する。
- (2) 開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。
- (3) 落札者は契約締結までに、暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する誓約書を市長に提出しなければならない。

#### 1 5 再度入札に関する事項

- (1) 再度入札の回数は2回とし、初回の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。
- (2) 再度入札には、前の入札において入札に参加しなかった者及び無効とされた者は、参加できない。

#### 1 6 契約予定日

令和8年（2026年）4月1日

#### 1 7 その他

- (1) 入札参加申込書等に虚偽の記載をした場合においては、入札参加申込書を無効とするとともに、指名停止を行うことがある。
- (2) 落札者が正当な理由なく契約を辞退した場合は、指名停止等措置要綱に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 入札参加申込書等の提出後においては、原則として入札参加申込書に記載された内容の変更を認めない。
- (4) 落札決定から契約締結までの間に、落札者が入札制限基準若しくは排除対象業者に該当し、又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しないことがある。
- (5) 予定価格は、非公表とする。
- (6) 現場説明会は、行わない。
- (7) 本業務に係る令和8年度予算が成立することを条件とした入札であるため、予算成立の事情により、契約を締結しないことがある。

姫路市公告第 73 号

令和 8 年 2 月 25 日

姫路市長 清 元 秀 泰

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により公告する。

記

1 許可年月日及び許可番号

令和 7 年 8 月 28 日

姫路市指令土 第 1-34 号（25）

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

姫路市田寺八丁目 134 番 1、134 番 3 の一部、135 番 1、135 番 3 の一部及び 136 番 1

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

姫路市飾磨区野田町 153 番地

オーエイハウジング株式会社

代表取締役 横山 英人

姫路市公告第 74 号

令和 8年 2月25日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市立公園における自動販売機設置事業者の募集について

姫路市立公園における自動販売機の設置事業者の募集を実施するので、下記のとおり公告する。

記

姫路市立公園内自動販売機設置事業者の募集について

「姫路市立公園内自動販売機設置事業者募集要項」のとおり

姫路市立公園内  
自動販売機設置事業者  
募集要項

令和8年2月

姫路市立公園における清涼飲料水自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集を次のとおり実施します。

## 1 設置場所等の概要

公園名：手柄山平和公園 所在地：姫路市西延末 440 番地外

物件番号	設置場所及び 外形寸法上限	設置 台数	品目	参 考 ( 売上実績等 )	最低使用料 (税込、年額)	使用料上限額 (税込、年額)
1	多目的広場南側トイレ横 (屋外) 自動販売機及びゴミ箱 (1.50m×1.00m)未満	1 台	清涼飲料水	6,852 本 (令和 7 年 4 月～ 令和 8 年 1 月)	760 円	3,800,000 円
2	スケートボードパーク上段 (屋外) 自動販売機及びゴミ箱 (1.50m×1.00m)未満	1 台	清涼飲料水	3,449 本 (令和 7 年 4 月～ 令和 8 年 1 月)	760 円	3,800,000 円

公園名：書写中央公園 所在地：姫路市書写 634-161

物件番号	設置場所及び 外形寸法上限	設置 台数	品目	参 考 ( 売上実績等 )	最低使用料 (税込、年額)	使用料上限額 (税込、年額)
3	グラウンド東側トイレ前 (屋外) 自動販売機及びゴミ箱 (1.50m×1.00m)未満	1 台	清涼飲料水	7,807 本 (令和 7 年 4 月～ 令和 8 年 1 月)	760 円	3,800,000 円

公園名：御立公園 所在地：姫路市御立西 4 丁目 1766-1

物件番号	設置場所及び 外形寸法上限	設置 台数	品目	参 考 ( 売上実績等 )	最低使用料 (税込、年額)	使用料上限額 (税込、年額)
4	東側トイレ横(屋外) 自動販売機及びゴミ箱 (1.50m×1.00m)未満	1 台	清涼飲料水	5,256 本 (令和 7 年 4 月～ 令和 8 年 1 月)	760 円	3,800,000 円

公園名：高浜総合公園 所在地：姫路市飾磨区阿成植木 1 1 3 3 番地外

物件番号	設置場所及び 外形寸法上限	設 置 台数	品目	参 考 ( 売上実績等 )	最低使用料 (税込、年額)	使用料上限額 (税込、年額)
------	------------------	-----------	----	------------------	------------------	-------------------

5	グラウンド南側トイレ前 (屋外) 自動販売機及びゴミ箱 (1.50m×1.00m)未満	1台	清涼飲料水	1,972本 (令和7年4月～ 令和8年1月)	760円	3,800,000円
---	--	----	-------	-------------------------------	------	------------

公園名：浜手緑地白浜地区 所在地：姫路市白浜町

物件番号	設置場所及び 外形寸法上限	設置 台数	品目	参考 (売上実績等)	最低使用料 (税込、年額)	使用料上限額 (税込、年額)
6	西側駐車場トイレ北側 (屋外) 自動販売機及びゴミ箱 (1.50m×1.00m)未満	1台	清涼飲料水	16,321本 (令和7年4月～ 令和8年1月)	760円	3,800,000円

- (1) 設置場所は、自動販売機設置位置図（別紙）のとおり
- (2) 外形寸法上限には、使用済み容器の回収ボックス、放熱スペース等を含みます。
- (3) 清涼飲料水の容器は、缶、ビン、ペットボトル、紙パック等で密閉されたものとします。
- (4) 自動販売機の機種によっては、設置、商品の補充、メンテナンスのための扉開閉や通行等に支障がある場合も考えられますので、事前に設置場所の確認をお願いします。
- (5) 複数の物件に応募することも可能です。複数の物件に応募する場合は、物件ごとに応募価格提案書を提出してください。

## 2 応募資格等

次のいずれかに該当する者は、応募することができません。

- (1) 次の①から⑥までのいずれかに該当する者
  - ① 成年被後見人
  - ② 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
  - ③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - ④ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - ⑥ 破産者で復権を得ない者
- (2) 次の①から⑥までのいずれかに該当する者（その事実があった後2年間を経過しないものに限る。）
  - ① 姫路市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - ② 姫路市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を阻害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ③ 落札者が姫路市と契約すること又は姫路市との契約の相手方が契約を履行することを妨げた

者

- ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により姫路市が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - ⑤ 正当な理由なく、姫路市との契約を履行しなかった者
  - ⑥ ①から⑤までのいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しないものを姫路市との契約の締結又は履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号及び姫路市が行う公有財産の処分等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日施行）第3条各号の規定に該当する者
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者
- (5) 法人にあっては、姫路市税、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がある者。個人にあっては、姫路市税、消費税及び地方消費税並びに所得税に滞納がある者

### 3 公募条件等

#### (1) 使用料等

##### ① 設置許可の期間

設置許可の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日（当該年度末日）までとします。ただし、地域からの苦情等がない場合は、令和13年3月31日まで1年ごとに4回更新することが可能です。

なお、許可物件を公用・公共用に供するため必要とするときは、設置許可を取り消すことがあります。

##### ② 使用料

ア 物件ごとに設置事業者として決定した者が提示した応募額をもって年額使用料とします。

イ 使用料は、姫路市が発行する納入通知書により、姫路市が指定する期限までに全額納付してください。

ウ 既納の使用料は、原則として還付しません。

##### ③ 使用電力料金

自動販売機の運転に必要な光熱水費等については全額設置事業者の負担とします。使用電力料金は、1台につき月額2,000円とし、姫路市が発行する納入通知書により、姫路市が指定する期限までに全額納付してください。

##### ④ その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費及び維持管理に係る一切の費用は、設置事業者の負担とします。

##### ⑤ 設置条件

自動販売機は、自動販売機設置位置図に示した場所に、指定した外形寸法を超えないものを設置してください。また、転倒防止策も併せて行ってください。

#### (2) 設置許可条件

設置許可期間前及び設置許可期間中は、次のことを遵守してください。

なお、姫路市は、許可物件について随時実地調査を行い、売上実績等の所要の報告を求め、その維持使用について指示することがあります。

- ① 使用料及び使用電力料金を姫路市が指定する期限までに確実に納付すること。
  - ② 法令の規定により販売について許認可を要する場合は、その許可を受けること。
  - ③ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は担保に供しないこと。
  - ④ 販売品の搬入・廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、姫路市の指示に従うこと。
  - ⑤ 消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機（エコ・ベンダーなど）や、二酸化炭素を冷媒としたノンフロン対応機をはじめ、環境対策機能を備えた自動販売機を設置すること。
  - ⑥ 大型コイン一括投入口、商品選択ボタン、大型取出口などユニバーサルデザインに対応した自動販売機を設置すること。ただし、設置スペースや販売品目の都合で対応機種がない場合は、この限りでない。
  - ⑦ 販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、ジュース類、コーヒー、紅茶などの清涼飲料水とし、酒類及びノンアルコール・ビールテイスト飲料の販売はしないこと。
  - ⑧ 販売価格については、市価以下とすること。
  - ⑨ 姫路市に災害が発生し、姫路市災害対策本部がその必要性があると判断した場合は、避難者等に対し自動販売機内の全ての在庫販売品を無償で提供すること。この場合において、姫路市は、その費用を負担しない。
- (3) 維持管理責任
- 自動販売機の設定については、次のことを遵守してください。
- なお、姫路市は、姫路市の責めによることが明らかな場合を除き、設置した自動販売機の盗難事故や破損事故等に関しては、一切の責任を負いません。
- ① 自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が責任をもって行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- なお、自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を第三者に行わせようとする場合は、自動販売機管理関係に関する届出書（様式第9号）を姫路市に提出すること。
- ② 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。
  - ③ 自動販売機の故障や問合せ、苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。
  - ④ 自動販売機には販売する清涼飲料水の容器（缶、びん、ペットボトル等）を回収するための金属製の鍵付き回収ボックスを併設し、回収ボックス及びその周辺に投棄された使用済み容器やその他のゴミを設置事業者において適切に回収、処理し、自動販売機付近を清潔にすること。また、回収した容器については、リサイクルに努めること。
  - ⑤ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続を行うこと。
- (4) 設置許可の取消し
- 許可の条件に違反する行為があると認められるとき又は応募資格等に適合しない状況となったときは、設置許可を取り消すことがあります。
- (5) 自己都合による自動販売機の撤去
- 設置事業者は、設置許可が満了する前に自己の都合により自動販売機を撤去しようとするときは、撤去しようとする日の3箇月前までに姫路市に書面により通知してください。この場合において、納入済の使用料は、還付しません。

#### (6) 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了したとき又は上記3の(4)により許可が取り消された場合若しくは上記3の(5)により自動販売機を撤去する場合は、速やかに原状回復してください。

なお、原状回復に際し、設置事業者は、一切の補償を姫路市に請求することはできません。

### 4 質問について

(1) 当該自動販売機設置事業者の募集要項に関する質問は、質問書（様式第6号）に記入の上、公園緑地課まで郵送又は持参により提出してください。これ以外の方法（電話、FAX等）によるものは受け付けません。

(2) 1つの質問項目ごとに1枚の質問用紙を使用してください。

(3) 質問の受付は、令和8年3月3日（火）午後5時00分までとします。

(4) 質問への回答は、姫路市のホームページ及び公園緑地課にて公表します（令和8年3月6日（金）公表予定）。

なお、個別の回答は行いません。

### 5 応募申込方法等

(1) 申込先

〒670-8501

姫路市安田四丁目1番地

姫路市建設局公園緑地課（市役所本館9階）

(2) 申込期間

令和8年2月25日（水）から同年3月11日（水）まで（姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項に掲げる本市の休日は除く。）。

受付時間は、午前9時00分から午後5時00分まで

※ 申込書類は、持参すること。

(3) 申込みに必要な書類

① 応募申込書（様式第1号）

② 応募価格提案書（様式第2号）

③ 誓約書（様式第3号）

④ 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）

⑤ 住民票記載事項証明書（法人の場合は法人登記簿（履歴事項全部証明書又は現在事項証明書））

⑥ 国税（所得税、法人税、消費税及び地方消費税）の納税証明書（その3の2又はその3の3）

⑦ 姫路市税の納税証明書等

ア 本市に納税義務がある場合は納税証明書（業者登録申請用の納税証明書）

イ 本市に納税義務がない場合は申立書兼同意書（様式第4号）

**注1 提出書類は、全て原本を提出してください。**

**注2 提出書類は各1部です。**

**注3 上記④、⑤、⑥及び⑦アの各種証明書は、発行後3箇月以内のものに限ります。**

(4) 応募価格提案書の無効

次のいずれかに該当する場合は、無効とします。

① 最低使用料を下回るもの

- ② 使用料上限額を超えるもの
  - ③ 応募資格がない者が応募価格提案したもの
  - ④ 指定の期間内に提出しなかったもの
  - ⑤ 物件番号、応募価格、日付、住所、氏名及び押印（印鑑証明印）のないもの又はこれらが分明でないもの
  - ⑥ 価格提案に関し不正な行為を行った者が提案したもの
  - ⑦ その他価格提案に関する条件に違反したもの
- (5) 書類の提出方法
- 応募価格提案書のみ定型封筒（長形3号など）に入れた上で封をし、押印（印鑑証明印）するとともに、その封筒の裏面に物件番号を記入し、応募申込書その他必要書類を添えて、上記の申込先に持参してください。
- (6) 申込みに当たっての留意事項
- ① 設置許可は、応募申込書に記載された名義以外では行いません。
  - ② 受付期間内に限り価格提案を辞退することができます。その場合は、価格提案辞退届（様式第5号）を、受付期間内に持参すること。

## 6 設置事業者の決定

- (1) 提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置事業者の選定対象とします。
- (2) 公募物件に対し、姫路市が設定する最低使用料以上で使用料上限額を超えない額で、かつ、最も高額の応募価格を提案した者を選定し、設置事業者とします。
- 最高の応募価格提案が2者以上ある場合は、当該応募価格提案者立会いのもと、くじにより選定します。ただし、応募価格提案者が、諸般の事情により、姫路市が指定する日時・場所に立ち会うことができない場合は、本件自動販売機設置事業者決定事務に関係のない職員にくじを引かせ設置事業者を決定します。
- (3) 設置事業者の公表等
- 設置事業者の決定は、令和8年3月13日（金）の予定です。設置事業者の決定後、応募者に決定金額及び決定した事業者名を書面により通知するとともに、姫路市のホームページに決定金額及び決定した事業者名並びに応募参加者数を掲載します。
- (4) 公募の中止・延期
- 不正な応募が行われるおそれがあると認められるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、公募を中止し、又は延期することがあります。

## 7 設置許可申請の手続

設置事業者に決定した者は、令和8年3月27日（金）までに次の書類を提出してください。

- (1) 公園施設設置許可申請書（様式第7号）
- (2) 暴力団排除に関する誓約書（様式第8号）
- (3) 設置する自動販売機の仕様が分かるもの（寸法、消費電力量等が分かるもの）
- (4) 自動販売機の設置管理・商品補充等を行うものが設置事業者と異なる場合は、自動販売機の管理関係に関する届出書（様式第9号）
- (5) 食品衛生法に基づく許可が必要な自動販売機については、許可証（コピー）

## 8 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なく、指定する期日までに使用許可の手續に応じなかった場合
- (2) 設置事業者が応募の資格を失った場合

## 9 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類は、理由のいかんにかかわらず返却しません。
- (2) 提出された書類は、業務の設置事業者の選定以外には使用しません。
- (3) 提出された書類は、必要に応じ複写します。
- (4) 提出された申込関係書類及び自動販売機の設置期間中の管理運営に係る各種報告書類は、必要に応じて公表することとします。ただし、公表に当たっては、個人情報や申込法人の技術情報、信用情報等に配慮する必要があるため、姫路市情報公開条例の規定に照らし内容を判断します。

## 10 問合せ先

〒670-8501

姫路市安田四丁目1番地 市役所本館9階

姫路市建設局公園緑地課 担当 村角・円山

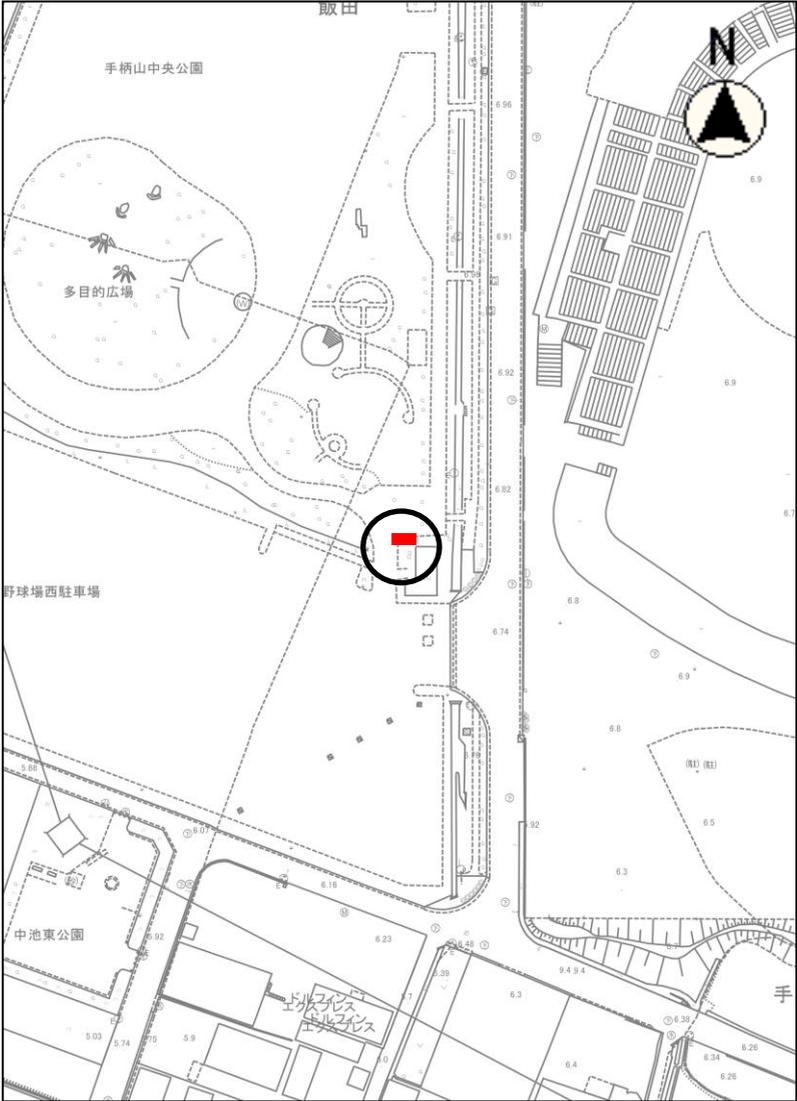
電話：079-221-2413

FAX：079-221-2593

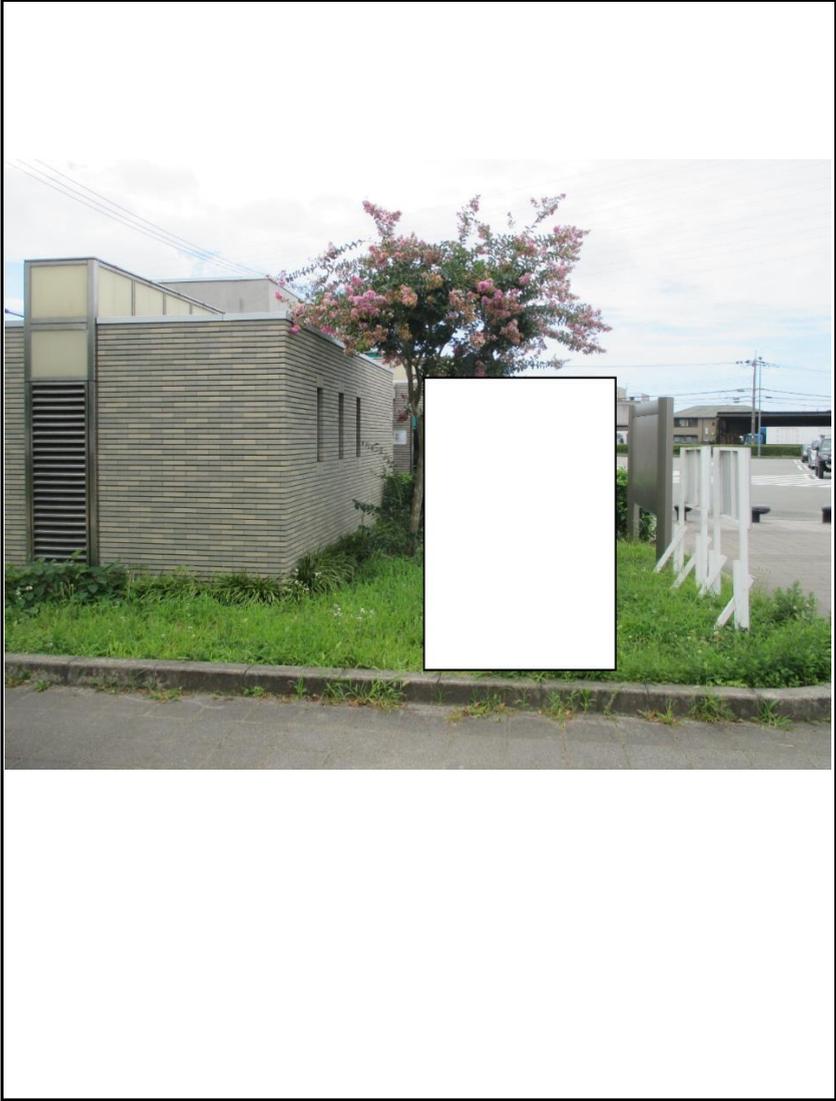
自動販売機設置位置図

別紙

物件番号1  
位置図



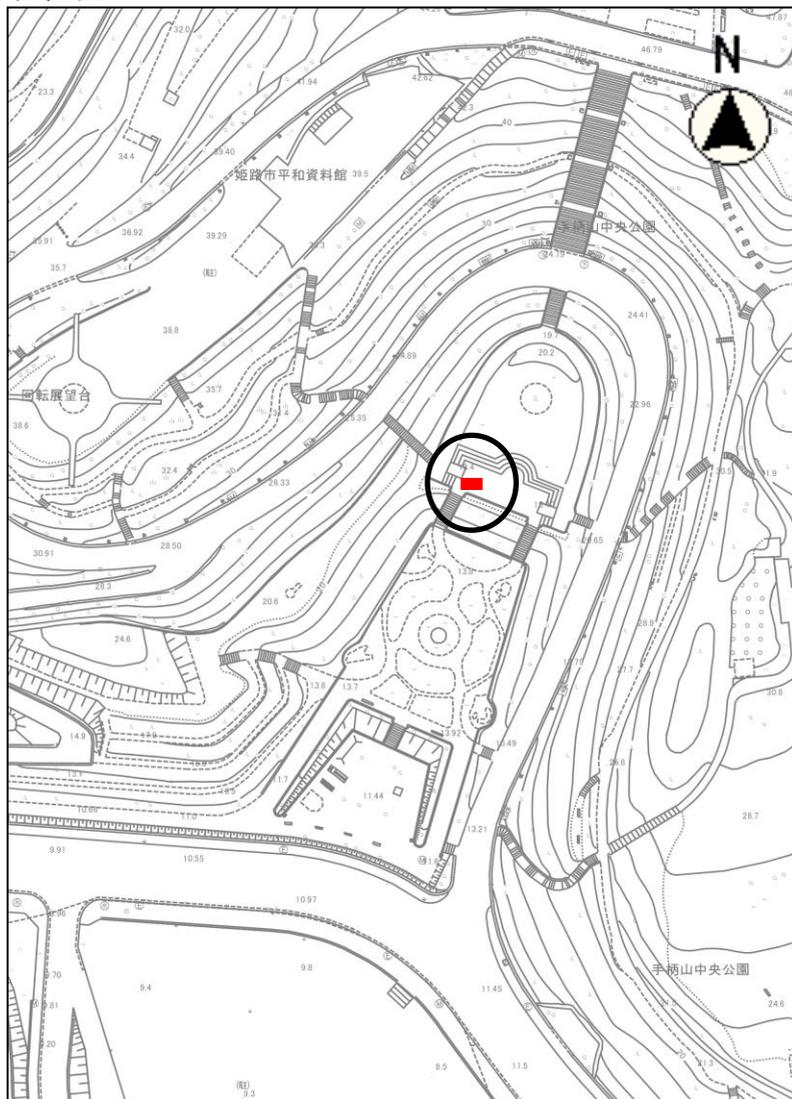
設置場所



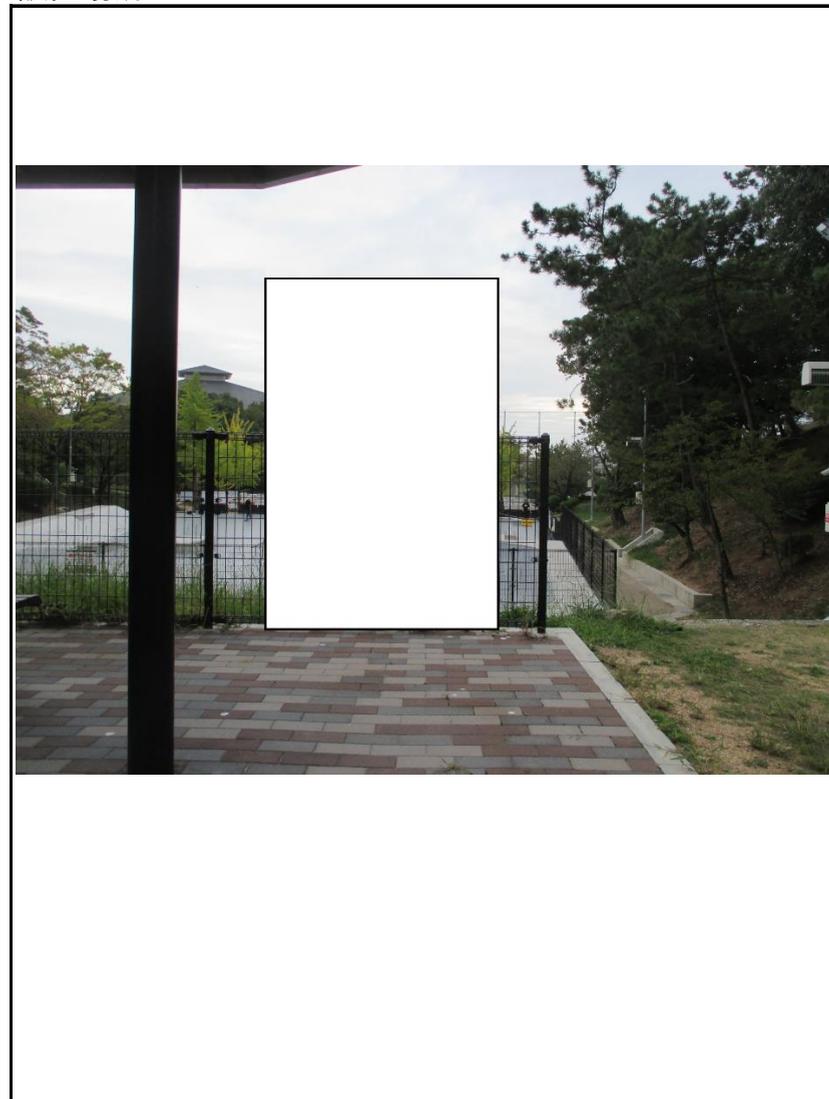
# 自動販売機設置位置図

別紙

## 物件番号2 位置図



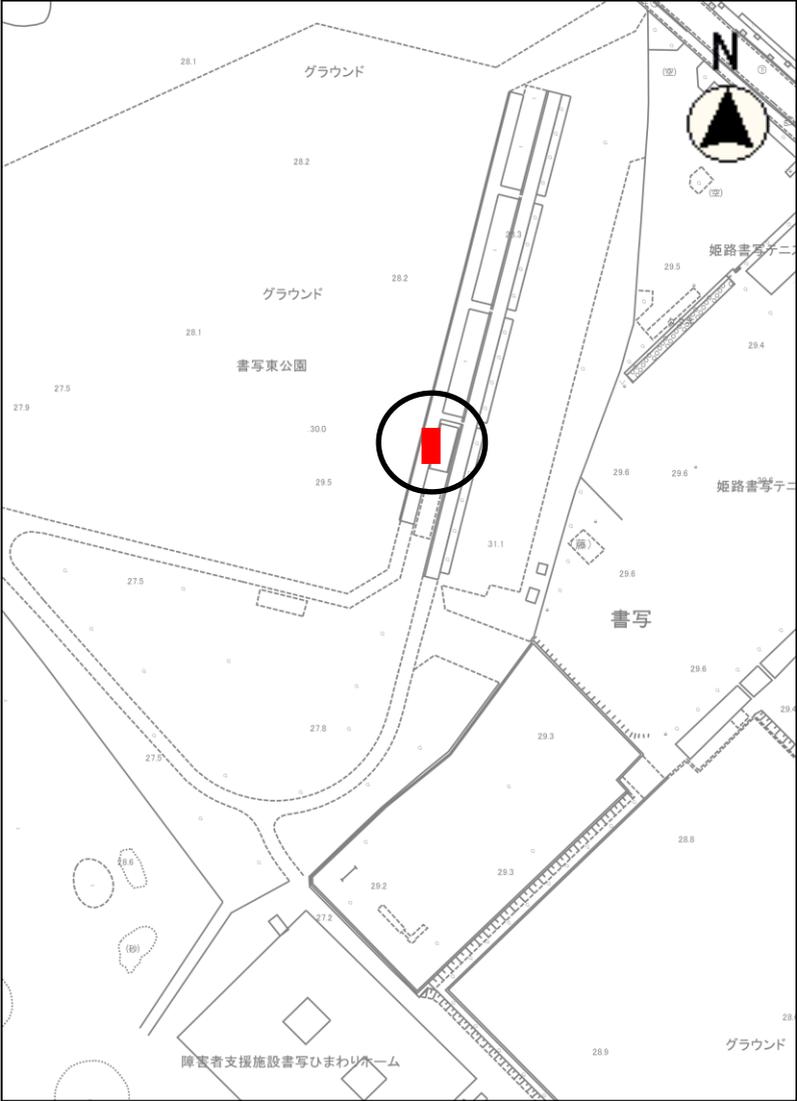
## 設置場所



自動販売機設置位置図

別紙

物件番号3  
位置図



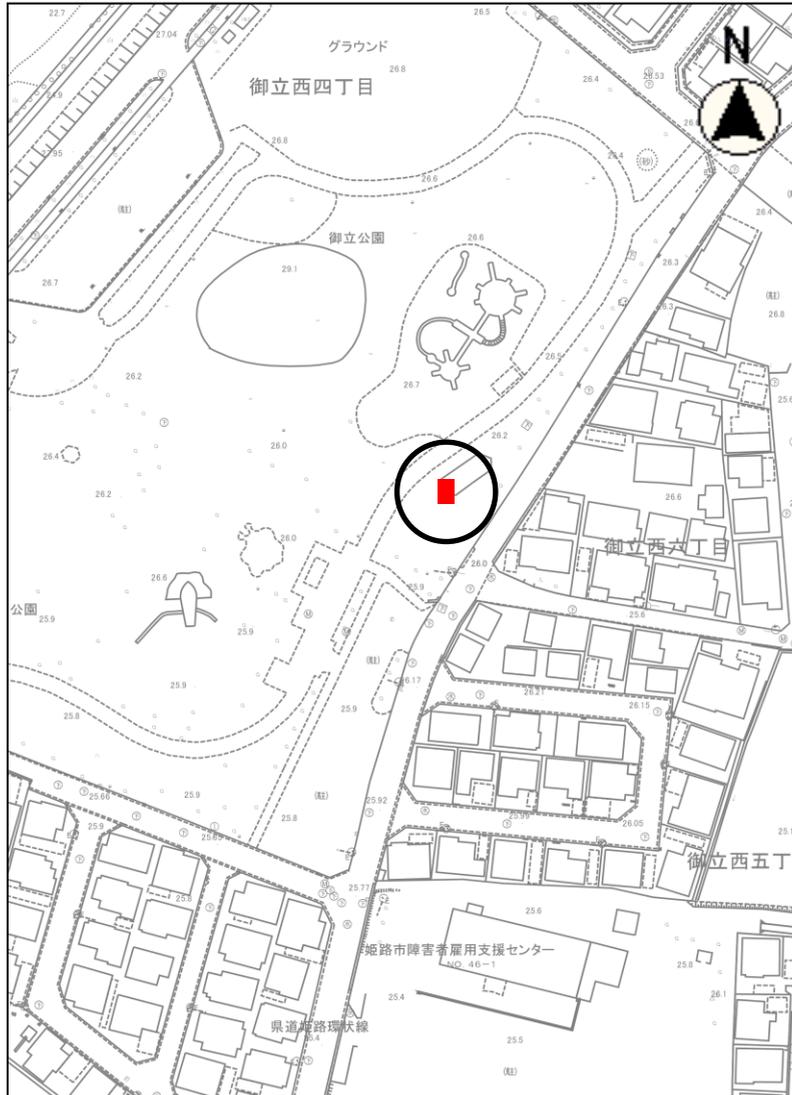
設置場所



自動販売機設置位置図

別紙

物件番号4  
位置図



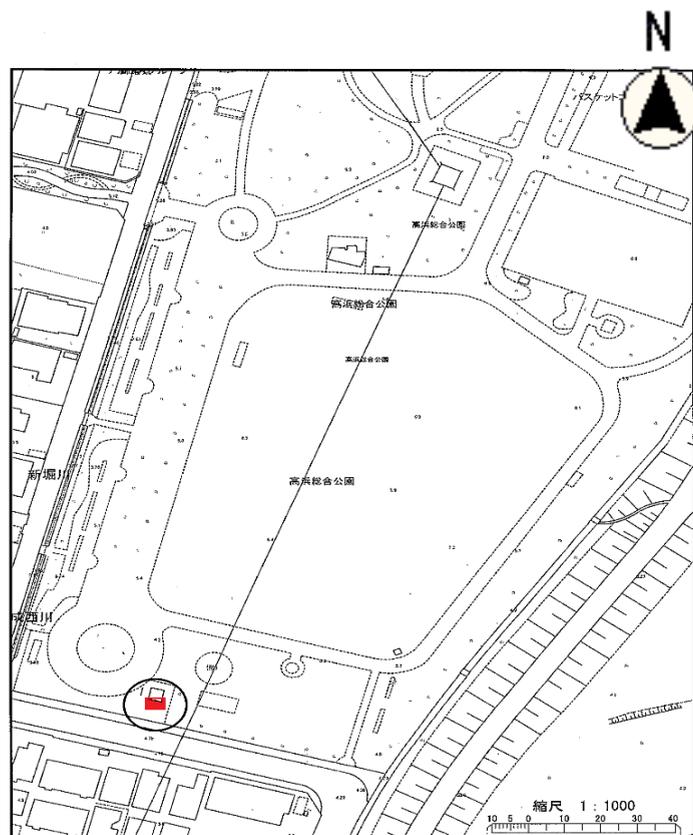
設置場所



# 自動販売機設置位置図

別紙

物件番号5  
位置図



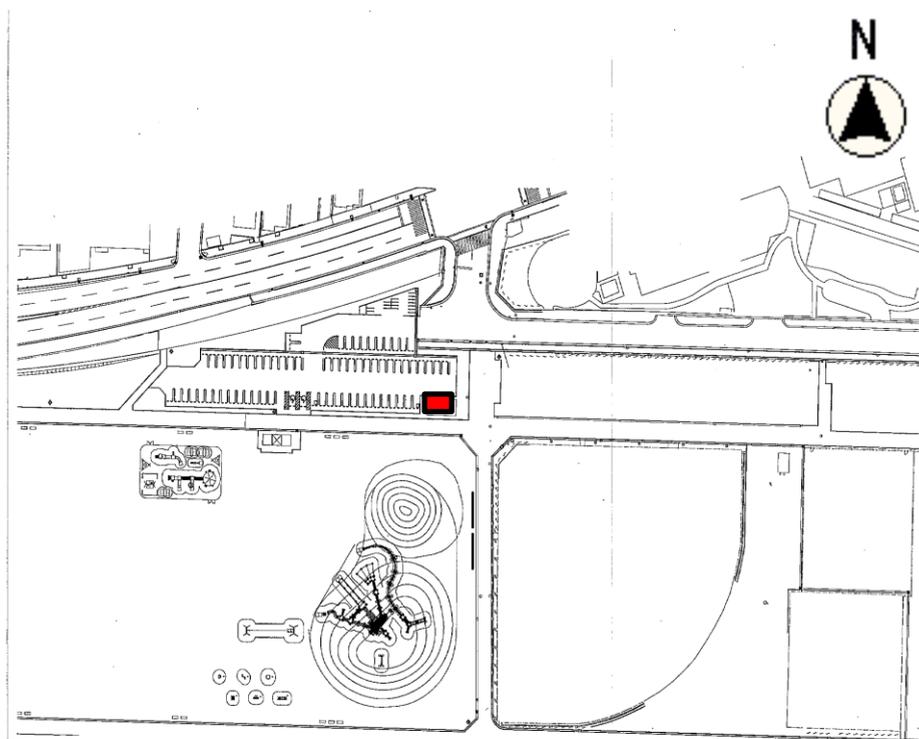
設置場所



自動販売機設置位置図

別紙

物件番号6  
位置図



設置場所



## 応募申込書

令和 年 月 日

(宛先) 姫路市長  
(建設局公園緑地課)

〒

住所

(所在地)

氏名

(法人名及び代表者名)

電話番号

担当者名

姫路市が実施する自動販売機設置事業者募集について、募集要項の各条項を承知の上、下記応募欄に○を入れた物件について申し込みます。

## 1 応募物件

物件番号	設置場所及び外形寸法上限 (幅×奥行き) ※ 回収ボックススペースを含む。	設置台数	品目	最低使用料 (税込・年額)	使用料上限額 (税込・年額)	応募欄
1	手柄山平和公園・多目的広場南側トイレ横(屋外) (1.50m×1.00m)未満	1台	清涼飲料水	760円	3,800,000円	
2	手柄山平和公園・スケートボードパーク上段(屋外) (1.50m×1.00m)未満	1台	清涼飲料水	760円	3,800,000円	
3	書写中央公園・グラウンド東側トイレ前(屋外) (1.50m×1.00m)未満	1台	清涼飲料水	760円	3,800,000円	
4	御立公園・東側トイレ横(屋外) (1.50m×1.00m)未満	1台	清涼飲料水	760円	3,800,000円	
5	高浜総合公園・グラウンド南側トイレ前(屋外) (1.50m×1.00m)未満	1台	清涼飲料水	760円	3,800,000円	
6	浜手緑地白浜地区・西側駐車場トイレ北側(屋外) (1.50m×1.00m)未満	1台	清涼飲料水	760円	3,800,000円	

(注1) 応募の物件の応募欄に○を入れてください。

## 2 添付書類

- 応募価格提案書(定型封筒に封入のこと。)
- 誓約書
- 印鑑登録証明書(法人の場合は印鑑証明書)
- 住民票記載事項証明書(法人の場合は法人登記簿(履歴事項全部証明書又は現在事項証明書))
- 国税及び姫路市税に未納がないことの証明書又は申立書兼同意書

## 応募価格提案書

令和 年 月 日

(宛先) 姫路市長  
(建設局公園緑地課)

〒  
住 所  
(所在地)  
氏 名  
(法人名及び代表者名) 印  
(印鑑証明印)  
電 話 番 号  
担 当 者 名

応募希望物件番号及び応募価格 (提案使用料)

物件番号	設置台数	応募価格 (提案使用料) (税込・年額)					
	1台						円

姫路市が実施する自動販売機設置事業者募集について、募集要項の各条項を承知の上、上記のとおり提案します。

- 1 応募価格は、姫路市が設定する最低使用料 (税込・年額) 以上で使用料上限額 (税込・年額) を超えない金額を記入してください。
- 2 金額はアラビア数字で記入してください。
- 3 初めの数字の頭に¥を記入してください。
- 4 金額の訂正は無効です。
- 5 記名押印がないものは無効です。

## 誓 約 書

私は、姫路市が実施する自動販売機設置事業者の募集の申込に当たり次の事項を誓約します。

- 1 応募申込書の提出に際し、自動販売機設置事業者募集要項について十分理解し、承知の上で申し込み、参加します。
- 2 姫路市立公園内自動販売機設置事業者募集要項の「2 応募資格等」に定める必要な資格を有します。
- 3 設置事業者の決定に関して、姫路市ホームページに決定金額及び決定した事業者名を掲載することに同意します。

令和 年 月 日

(宛先) 姫 路 市 長

〒

住 所

(所在地)

氏 名

(法人名及び代表者名)

---

---

申 立 書 兼 同 意 書

私は、姫路市が実施する自動販売機設置事業者の募集の申込に当たり、下記のとおり申し立てます。また、下記申立てについて、姫路市が納税状況を調査することに同意します。調査の結果、申立て内容が事実と相違する場合は、応募資格を喪失する可能性があることについて異議ありません。

記

- 1 法人市民税又は個人市民税（普通徴収）について、姫路市に納付すべき確定した税金はありません。
- 2 姫路市内に固定資産を有していません。
- 3 姫路市内に居住する従業員又は姫路市内に居住した従業員に係る特別徴収義務者ではありません。
- 4 軽自動車税、特別土地保有税、事業所税、市たばこ税及び入湯税について、姫路市に納付すべき確定した税金はありません。

令和 年 月 日

(宛先) 姫 路 市 長

〒

住 所

(所在地)

氏 名

(法人名及び代表者名)

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

## 価格提案辞退届

令和 年 月 日

(宛先) 姫路市長  
(建設局公園緑地課)

〒

住 所

(所在地)

氏 名

(法人名及び代表者名)

電 話 番 号

担 当 者 名

### 辞退物件

物件番号	設置場所及び外形寸法上限 (幅×奥行き) ※ 回収ボックススペースを含む。	設置台数	品目	最低使用料 (税込・年額)	使用料上限額 (税込・年額)	応募欄
1	手柄山平和公園・多目的広場南側トイレ横(屋外) (1.50m×1.00m)未満	1台	清涼飲料水	760円	3,800,000円	
2	手柄山平和公園・スケートボードパーク上段(屋外) (1.50m×1.00m)未満	1台	清涼飲料水	760円	3,800,000円	
3	書写中央公園・グラウンド東側トイレ前(屋外) (1.50m×1.00m)未満	1台	清涼飲料水	760円	3,800,000円	
4	御立公園・東側トイレ横(屋外) (1.50m×1.00m)未満	1台	清涼飲料水	760円	3,800,000円	
5	高浜総合公園・グラウンド南側トイレ前(屋外) (1.50m×1.00m)未満	1台	清涼飲料水	760円	3,800,000円	
6	浜手緑地白浜地区・西側駐車場トイレ北側(屋外) (1.50m×1.00m)未満	1台	清涼飲料水	760円	3,800,000円	

上記について、自動販売機設置事業者の申込みをしましたが、都合により価格提案を辞退します。

# 質 問 書

令和 年 月 日

(宛先) 姫 路 市 長  
(建設局公園緑地課)

姫路市立公園内自動販売機設置事業者募集要項に関して、質問を行いたいので質問書を提出します。

質疑者	氏 名 (法人名)	
	部 署	
	担当者名	
	電 話	
	F A X	

資料名	ページ
項目名	
質疑内容	

- 注1 質問は、本様式1枚につき1問とし、簡潔にまとめて記載してください。
- 注2 質問は、公園緑地課まで郵送又は持参により提出してください。これ以外の方法（電話、FAX等）によるものは受け付けません。
- 注3 質問の受付は、令和8年3月3日（火）午後5時00分までです。

受付番号

# 公園施設設置許可申請書

令和 年 月 日

(宛先) 姫路市長

申請書 住 所

団体名

氏 名

電 話 (            )            -

次のとおり、公園施設を設置したいので許可くださいますよう申請します。

設置しようとする公園施設	
設 置 の 目 的	
設 置 の 期 間	
設 置 の 場 所	
使 用 面 積	
公園施設の種類、構造、数量	
工 事 実 施 の 方 法	
工事着手及び完了の時期	
公園施設の管理の方法	
工 事 経 費 総 額	
公 園 の 復 旧 方 法	
そ の 他 必 要 な 事 項	

## 暴力団排除に関する誓約書

私は、姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号。以下「条例」という。）を遵守し、市が行う契約に係る事務その他全ての事務又は事業において、暴力団を利することとならないように、下記の事項について誓約します。

なお、これらの事項に反する場合、契約解除や損害賠償請求等、市が行う措置について一切の異議申立ては行いません。

### 記

- 1 姫路市が行う公有財産の処分等の契約からの暴力団排除に関する要綱（以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる者（以下「排除対象者」という。）のいずれにも該当しないこと。
- 2 排除対象者に該当しないことを確認するため、市が所轄の警察署へ照会することに同意すること。
- 3 前項の照会に当たり、市から要綱第2条第7号に規定する役員等の名簿その他照会に必要な資料（以下「役員名簿等」という。）の提出を求められたときは、役員名簿等が市から所轄の警察署へ提出されることに同意した上で、速やかに提出すること。
- 4 市と締結した契約又は市から受けた使用許可の履行に当たり、自らが、排除対象者から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、その旨を直ちに市へ報告するとともに、所轄の警察署に届け出て、捜査上必要な協力を行うこと。
- 5 第2項の照会に対する回答又は所轄の警察署からの通報等の情報を、外郭団体等を含む市関係部局が共有することに同意すること。

令和 年 月 日

（宛先）姫路市長

〔法人・団体にあつては事務所所在地〕

住 所

〔法人・団体にあつては法人・団体名、代表者名〕

（ふりがな）

氏 名

※ 姫路市では、姫路市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

(誓約書裏面)

○ 姫路市暴力団排除条例（平成 24 年姫路市条例第 49 号）（抄）

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。

（市の事務及び事業における措置）

第 7 条 市は、契約に係る事務その他すべての事務又は事業において、暴力団を利用することとならないように、暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者を契約の相手方としない等の必要な措置を講ずるものとする。

○ 姫路市が行う公有財産の処分等の契約からの暴力団排除に関する要綱（抄）

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団関係者 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者をいう。
- (4) 法人等 法人その他の団体をいう。
- (5) 役員 法人等において、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。
- (6) 相当の責任の地位にある者 役員以外で業務に関し監督する責任を有する使用人をいう。
- (7) 役員等 法人等にあつては、役員その他経営に実質的に関与している者若しくは相当の責任の地位にある者をいい、個人にあつては、その者又は経営に実質的に関与している者若しくは相当の責任の地位にある者をいう。
- (8) 公有財産の処分等 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「地自法」という。）第 2 3 8 条の 4 第 1 項から第 4 項までの規定に基づき行政財産を貸し付け若しくは行政財産に私権を設定し、又は地自法第 2 3 8 条の 5 の規定に基づき普通財産を貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは普通財産に私権を設定することをいう。

（契約の相手方からの排除）

第 3 条 市長は、次の各号に掲げる者（以下「排除対象者」という。）を公有財産の処分等の契約の相手方としないものとする。

- (1) 暴力団及び暴力団員
- (2) 暴力団員が役員として経営に関与している者（実質的に関与している場合を含む。）
- (3) 暴力団員を相当の責任の地位にある者として使用し、又は代理人として選任している者
- (4) 次に掲げる行為をした者を、役員等としている者
  - ア 自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を与えるため、暴力団又は暴力団員の威力を利用する行為
  - イ 暴力団又は暴力団員に資金的援助等の経済的便宜を図る行為
  - ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為

（使用許可への準用）

第 9 条 地自法第 2 3 8 条の 4 第 7 項の規定に基づき行政財産の使用を許可する場合（以下「使用許可」という。）については、第 3 条から前条までの規定を準用する。

## 自動販売機の管理関係に関する届出書

令和 年 月 日

(宛先) 姫路市長  
(建設局公園緑地課)

〒

住 所

(所在地)

氏 名

(法人名及び代表者名)

電 話 番 号

担 当 者 名

姫路市立公園内に設置する自動販売機に係る個別業務等の実施者について、次のとおり届出をします。

### 1 応募物件

物件番号	設置場所

### 2 個別業務の実施者

区分	実施者・所属部署	連絡先(電話番号)
自動販売機の所有者		
設置管理責任者		
故障時の対応		
商品の補充		
売上げ代金の回収		
その他 ( )		
その他 ( )		

本書は、設置事業者の決定を受けた後に提出してください。

姫路市長 清 元 秀 泰

## 制限付一般競争入札について

姫路市工事監督及び設計等並びに工事検査支援業務委託について制限付一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16）第167条の6第1項の規定により下記のとおり公告する。

## 記

### 1 入札に付する事項

- (1) 業務名 姫路市工事監督及び設計等並びに工事検査支援業務委託（以下「本業務」という。）
- (2) 履行場所 姫路市内
- (3) 履行期間 令和8年4月16日から令和9年3月31日まで

### 2 業務概要

#### (1) 業務目的

本業務は、姫路市建設局道路管理部道路保全課（以下「道路保全課」という。）、長寿命化対策課（以下「長寿命化対策課」という。）、及び北部道路事務所（以下「北部道路事務所」という。）が所管する工事の監督支援並びに道路等に関する工事の設計書作成に必要な工事発注図面及び数量総括表（数量計算書）等の作成支援を行うとともに、姫路市財政局工事技術検査室（以下「工事技術検査室」という。）が行う工事検査の支援を行うものであり、監督員及び検査員を支援し、姫路市における工事発注の円滑化を図るとともに、円滑な履行及び品質確保を図ることを目的とする業務である。

#### (2) 業務の内容

本業務は、工事ごとに次のアからエまでに掲げる業務を、ウの業務については令和9年3月期に、ア、イ及びエの業務は履行期間を通じて行うものである。また、イの業務については、工事ごとの指示により協議及び打合せの上実施するものであり、指示は発注者から受注者に対して履行期限を付して行われるものである。

なお、指示及び承諾行為は受注者の管理技術者に対して行うため、業務を実施する担当技術者は、管理技術者の管理下において作業を行うものとする。

#### ア 工事監督支援業務

- (ア) 請負工事の契約の履行に必要な資料作成等
- (イ) 請負工事の施工状況の照合等
- (ウ) 地元及び関係機関との協議及び調整に必要な資料の作成

#### イ 測量及び設計支援業務

- (ア) 工事発注図面作成に必要な現地調査
- (イ) 工事発注図面及び数量総括表（数量計算書）の作成

#### ウ 工事検査支援業務

エ その他

(ア) ア及びイの業務において、発注者に対する技術的助言、提案等

(イ) アからウまでの業務において、工事契約上重大な事案等が発見された場合の報告、災害発生時及びそのおそれがある場合など緊急時の情報の収集等

(3) 業務の量

工事監督支援業務の件数は約20件、測量及び設計支援業務の件数は約70件を予定している。また、工事検査支援業務は、3月の1か月間で約100件を予定している。

詳細については、別紙「業務ボリュームの参考資料」を参照すること。

(4) 本業務の契約約款（案）及び設計図書は、別に示すとおりとする。

(5) 入札手続等担当部局

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

姫路市建設局道路管理部長寿命化対策課

電 話 079-221-2957

F A X 079-221-2677

3 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定。以下「入札制限基準」という。）に該当しない者であること。

(2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者（以下「排除対象業者」という。）に該当しない者であること。

(3) 競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号。以下「告示第408号」という。）第5項の規定により業者登録名簿に登録され、かつ、次の全てに該当する者であること。

ア 業種「各種調査計測」の詳細業種「測量関係」及び「土木コンサル関係」の両業種において、競争入札に参加する資格を有する者

イ 法人にあつては、姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者。個人にあつては、市税、消費税及び地方消費税並びに所得税に滞納がない者（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第3条の規定による納税の猶与を受けている場合は、当該猶与以外に国税の滞納がない者。地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条の規定による徴収猶与を受けている場合は、当該猶与以外に姫路市税に滞納がない者）

ウ 公告の日から落札決定の日までの間において、次の全てに該当する者

(ア) 姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者

(イ) 指名停止等措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当しない者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていない者又は当該申立てがなされている場合におい

て、国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている者  
オ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者又は当該申立てがなされている場合において、国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている者

カ 入札に参加しようとする者の間に次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当する関係がない者

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

a 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、aについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

a 組合とその組合員

b 一方の会社の代表者と他方の会社の代表者とが、夫婦の関係である場合

(4) 次の全てに該当する者であること。

ア 中立公平性に関する要件

本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に工期がある市の発注工事（上下水道局の発注工事を除く。以下同じ。）に参加している者及びその発注工事に参加している者と次の(ア)又は(イ)に該当する関係がない者であること。

なお、発注工事に参加している者とは、当該工事を受注している者及び当該工事の下請け（測量及び地質調査業務を含む。）をしている者をいう。ただし、本業務の契約日まで下請契約が終了している場合は、本業務の入札に参加できるものとする。

(ア) 資本関係

一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合

(イ) 人的関係

一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合

イ 業務実施体制に関する要件

(ア) 業務の主たる部分を再委託するものでないこと。

(イ) 業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。

ウ 業務実績に関する要件

平成28年度以降に完了した同種業務（令和7年度完了予定業務を含む。以下同じ。）において、1件以上の元請実績を有すること。

※同種業務とは、国等が発注した土木工事に関する発注者支援業務をいう。以下同じ。なお、発注者支援業務の内容については、次の表のとおりとする。

業務実績	業務内容
積算技術業務	・積算に必要な現地調査、工事発注図面・数量総括表・数量計算書の作成、積算資料の作成、積算データ入力までの一連の業務
技術審査業務	・工事発注資料の作成から技術資料の分析・整理までの一連の業務
工事監督支援業務	・材料確認・段階確認等による設計図書との照合、工事検査等の立合い、監督職員の補助を行う業務 ・指示・地元調整等に必要な資料の作成、工事請負者から提出された資料と設計図書との照合、工事の設計変更に必要な資料作成等を行う業務
品質検査業務	・材料確認・段階確認等による設計図書との照合、工事検査等に立合及び監督職員の補助を行う業務
工事管理業務	・指示・地元調整等に必要な資料の作成、工事請負者から提出された資料と設計図書との照合、工事の設計変更に必要な資料作成等を行う業務

※国等とは、国、特殊法人等（注1）、地方公共団体（注2）、地方公社（注3）又は公益法人（注4）をいう。以下同じ。

注1）特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に示す、新関西国際空港(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、成田国際空港(株)、西日本高速道路(株)、中間貯蔵・環境安全事業(株)、阪神高速道路(株)、東日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、日本中央競馬会、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、沖縄科学技術大学院大学学園、国立研究開発法人科学技術振興機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人自動車事故対策機構、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人労働者健康安全機構（日本道路公団など同条に規定する法人の組織改編前の法人、改正前の同令附則第2条及び第3条に示す独立行政法人を含む。）に加え国土交通省所管のその他の独立行政法人、地方共同法人日本下水道事業団、文部科学省所管の大学共同利用機関法人をいう。

注2）地方公共団体とは、地方自治法第1条の3に規定する普通地方公共団体（都道

府県、市町村)及び特別地方公共団体(地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団)をいう。

注3) 地方公社とは、地方道路公社法に基づく道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」及び地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」をいう。

注4) 公益法人とは、次の者をいう。

- 一 公益法人とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人
- 二 旧民法第34条の規定により設立された社団法人又は財団法人であって、平成20年12月1日現在、現に存する法人であって、新制度の移行の登記をしていない法人(特例社団法人又は特例財団法人)

(5) 配置予定管理技術者について、次の要件を満たす者としていること。

ア 配置予定管理技術者の資格等

次のいずれかの資格等を有する者

- (ア) 技術士(総合技術監理部門ー建設又は建設部門)
- (イ) 一級土木施工管理技士
- (ウ) 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一級土木技術者
- (エ) (一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)又は公共工事品質確保技術者(II)
- (オ) R C C M(技術士部門と同様の部門に限る。)

イ 配置予定管理技術者に必要とされる同種業務又は類似業務の実績

平成28年度以降に完了した同種業務又は類似業務(令和7年度完了予定業務を含む。以下同じ。)において、1件以上の実績を有すること(照査技術者として従事した業務は実績として認めない。)

※類似業務とは、国等が発注した土木設計における概略・予備・詳細設計業務及び土木工事における監理技術者の業務をいう。以下同じ。

ウ 直接的雇用関係

本業務の履行期間中(契約日から業務完了まで)は、本業務の受注者(参加希望者)と直接的雇用関係がなければならない。

なお、受注者(参加希望者)と直接的雇用関係にあることを証明する資料(社会保険証の写し等)を添付すること。

(6) 配置予定担当技術者について、次のいずれかの資格等を有する者としていること。

ア 技術士(総合技術監理部門ー建設又は建設部門)

イ 技術士補(建設部門)

ウ 一級土木施工管理技士又は二級土木施工管理技士

エ 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会一級土木技術者又は土木学会二級土木技術者

オ (一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)又は公共工事品質確保技術者(II)

カ R C C M（技術士部門と同様の部門に限る。）

#### 4 入札参加申込み及び資格審査

- (1) 参加希望者は、次に掲げる書類（以下「制限付一般競争入札参加申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

なお、期限までに制限付き一般競争入札参加申込書等を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ア 制限付一般競争入札参加申込書兼参加資格審査申請書

イ 誓約書

ウ 企業の業務実績

エ 配置予定管理技術者の経歴等

オ 配置予定管理技術者の同種業務又は類似業務実績

カ 配置予定担当技術者の資格等

キ 業務実施体制

- (2) 制限付一般競争入札参加申込書等を配布する期間及び場所

配布期間	公告の日から令和8年3月12日まで
配布場所	姫路市ホームページで提供 ( <a href="https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000032724.html">https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000032724.html</a> )

- (3) 入札参加申込みの期間等

提出期間	令和8年2月25日から同年3月12日まで (姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。） 午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで
提出場所	姫路市安田四丁目1番地 姫路市建設局道路管理部長寿命化対策課（姫路市役所本庁舎6階） (以下「長寿命化対策課」という。)

- (3) 姫路市は提出された書類により入札参加資格の審査を行い、その結果を令和8年3月13日を目途に発送する制限付一般競争入札参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という。）により通知する。

- (6) 入札参加資格がないと認めた者には、確認通知書にその理由を記載する。

- (6) 参加希望者は、入札参加資格がないと認めた理由について姫路市に対し説明を求めることができる。その場合には、令和8年3月19日午後5時までに、入札参加資格がないと認めたことに対する理由請求を書面にて、長寿命化対策課に提出すること。期日までに当該請求があった場合は、姫路市はこれに対し速やかに回答する。

#### 5 設計図書について

- (1) 設計図書の配布期間及び場所

配布期間	公告の日から令和8年3月12日まで
配布場所	姫路市ホームページで提供 ( <a href="https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000032724.html">https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000032724.html</a> )

## 6 質疑

設計図書に関して質問しようとするときは、令和8年3月19日午後3時までに、別に指定する質疑書に質問事項を記載し、ファイル名を入札参加者の商号又は名称に変更の上、次のメールアドレス宛てに添付ファイルとして電子メールで送信すること。回答は、令和8年3月23日午前9時30分から次の姫路市ホームページに掲載する。ただし、質問の内容が制限付一般競争入札参加申込書等に関する場合は回答しないことがある。また、質問の内容に参加希望者を特定することができる記載があるときは、回答しない。

送信先	chojumyo@city.himeji.lg.jp
質問回答を示す場所	姫路市ホームページに掲載する。 ( <a href="https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000032724.html">https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000032724.html</a> )

## 7 入札方法等

- (1) 入札書は指定する様式を使用すること。
- (2) 本入札には、最低制限価格を設定している。
- (3) 入札書及び封筒に業務名等を記入し、封筒は密封すること。また、代理の場合は委任状を入札書と同封すること。
- (4) 入札を辞退する場合は、事前に理由を付した辞退届を提出すること。

## 8 入札及び開札の日時及び場所

入札及び開札の日時	令和8年4月6日 入札及び開札の時間は、入札参加資格の確認通知の際に通知する。
入札及び開札の場所	入札及び開札の場所は、入札参加資格の確認通知の際に通知する。

## 9 入札に関する条件等

- (1) 入札書に記入する金額は、千円単位とすること。
- (2) 入札及び開札には必ず出席すること。郵便による入札及び電話による入札は認めない。
- (3) 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。
- (4) 一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

## 10 入札の無効に関する事項

- (1) 次に掲げる入札は、無効とする。

ア 入札参加資格があると認定された確認通知書のない者がした入札、虚偽の内容を記載した競争参加資格確認申請書等により入札参加を認められた者がした入札、無効の競争参加資格確認申請書等を提出した者のした入札その他入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札

ウ 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

エ 談合その他不正な行為によってなされたと認められる入札

オ 最低制限価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）を下回る金額の入札

- カ 再度入札における入札金額が、初回の入札の最低金額と同額又はこれを超えた入札
  - キ 入札書に記名押印のない入札
  - ク 入札書中、必要な文字を欠き、又は判読できない入札
  - ケ 金額を訂正した入札
  - コ 委任のある場合は、代理人の氏名若しくは押印のない入札書による入札又は委任状のない入札
  - サ 第9項第1号及び第2号に規定する入札に関する条件等に違反する入札
- (2) 第3項第3号カに定めるいずれかに該当する複数の者のした入札は、全て無効とする。ただし、該当する者のうち1者を除く他の全ての者が入札を辞退した場合は、残る1者の入札は無効としない。

#### 1 1 入札保証金、契約保証金等に関する事項

- (4) 入札保証金については、免除する。
- (5) 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第29条の規定を適用する。

#### 1 2 落札者の決定

- (1) 予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）以内かつ最低制限価格以上の入札を行った者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき等、契約の相手方として著しく不適當であるときは、その者を落札者としなないことがある。
- (2) 開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者は、くじを引くことを辞退することは出来ない。

#### 1 3 再度入札に関する事項

- (1) 再度入札の回数は2回とし、初回の入札において落札者となるべき入札をした者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。
- (2) 再度入札には、前の入札において入札に参加しなかった者、無効とされた者及び最低制限価格を下回った者は、参加できない。

#### 1 4 配置予定技術者について

- (1) 制限付一般競争入札参加申込書等に記載した配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの姫路市の了解を得なければならない。
- (2) 入札参加申込後、入札までの間に配置予定技術者を配置することができなくなったときは、入札を辞退すること。

#### 1 5 その他

- (1) 制限付一般競争入札参加申込書等に虚偽の記載をした場合においては、制限付一般競争入札参加申込書等を無効とするとともに、指名停止を行うことがある。
- (2) 落札候補者が正当な理由なく落札者となることを辞退した場合は、指名停止等措置要綱

に基づく指名停止を行うことがある。

- (3) 制限付一般競争入札参加申込書等の提出後においては、原則として制限付一般競争入札参加申込書等に記載された内容の変更を認めない。
- (4) 落札決定から契約締結までの間に、落札者が入札制限基準若しくは排除対象業者に該当し、又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しないことがある。
- (5) 落札者は、契約締結までに、暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する誓約書を市長に提出しなければならない。
- (6) 本業務を受注した者（以下「受注者」という。）は、本業務の履行期間中は、市の発注工事（本業務の担当技術者を派遣している者及び出向を受けている者（以下「派遣元等」という。）並びに受注者並びに派遣元等と資本面・人事面で関係がある者が受注した、本業務履行期間中に工期のある市の発注工事を含む。）に参加することができない。  
なお、「参加」とは、市の発注工事を受注すること及び市の発注工事の下請け（測量及び地質調査業務を含む。）となることをいい、「資本面・人事面で関係がある」とは、次のア又はイに該当することをいう。  
ア 一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又はその出資額の総額の100分の50を超える出資をしている場合  
イ 一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合
- (7) 本契約手続において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (8) 予定価格及び最低制限価格は、非公表とする。
- (9) 現場説明会は、行わない。
- (10) 本業務に係る令和8年度予算が成立していない場合は、落札決定を行わず、契約を締結しないことがある。

別紙

業務ボリュームの参考資料

1 令和9年3月31日までの参考ボリューム

道路保全課・長寿命化対策課・北部道路事務所 土木工事件数（令和6年度発注）

契約金額	工事件数
500万円未満	43
500万円以上1千万円未満	45
1千万円以上2千万円未満	27
2千万円以上3千万円未満	5
3千万円以上4千万円未満	2
4千万円以上5千万円未満	2
5千万円以上6千万円未満	1
6千万円以上7千万円未満	0
7千万円以上	0
計	125

2 令和9年3月1日から同月31日までの参考ボリューム

工事技術検査室 土木工事検査実施件数（令和7年3月実績）

契約金額	工事件数
500万円以上1千万円未満	20
1千万円以上2千万円未満	25
2千万円以上3千万円未満	8
3千万円以上4千万円未満	11
4千万円以上5千万円未満	7
5千万円以上6千万円未満	3
6千万円以上8千万円未満	4
8千万円以上1億円未満	5
1億円以上2億円未満	11
2億円以上	2
計	96

姫路市公告第 76 号  
令和 8 年 2 月 25 日

姫路市長 清 元 秀 泰

道路の位置の指定について

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定により道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 10 条の規定により公告する。

記

指定道路の種類	指定番号	指定年月日	指定道路の位置	幅員	延長
法第42条第1項第5号	7-8	令和8年 (2026) 2月20日	姫路市余部区上余部字北口199番3 の一部及び202番4	m 6.00	m 36.94

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市立美術館総合管理業務委託に係る制限付一般競争入札の実施  
について

標記の件について、下記のとおり公告する。

記

1 制限付一般競争入札に付する事項

(1) 業務名

姫路市立美術館総合管理業務委託

(2) 業務の概要

姫路市立美術館における総合管理業務

(3) 履行場所

姫路市本町 6 8 番地 2 5

(4) 業務期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 1 2 月 3 1 日まで

(5) 最低制限価格

無

2 入札に参加する者に必要な資格

姫路市立美術館総合管理業務委託募集要項に定めるとおりとする。

3 制限付一般競争入札参加申込書等の配布の期間及び場所

姫路市立美術館総合管理業務委託募集要項に定めるとおりとする。

#### 4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札日時

令和8年3月24日（火） 午前10時00分

(2) 実施場所

姫路市立美術館 講堂（姫路市本町68番地25）

#### 5 入札の無効に関する事項

姫路市立美術館総合管理業務委託募集要項に定めるとおりとする。

#### 6 入札保証金及び契約保証金等に関する事項

(1) 入札保証金は、免除する。

(2) 契約保証金を納付すること。ただし、姫路市契約規則第29条第1項（昭和62年姫路市規則第29号）に該当する場合、契約保証金の納付を免除することがある。

#### 7 制限付一般競争入札の実施

(1) 本件は、姫路市立美術館総合管理業務委託募集要項に基づき実施する。

姫路市立美術館総合管理業務委託募集要項は、姫路市役所ホームページで提供する。  
(<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000032771.html>)

(2) 担当部署及び連絡先

姫路市観光経済局観光コンベンション室美術館総務課

〒670-0012 姫路市本町68番地25

電話：079-222-2288